

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 7 日（金）第 597 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 7 日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称
いちき串木野市
- 2 事業の種類
市道都心平江線改築工事（鹿児島県いちき串木野市平江地内）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県いちき串木野市平江	20493番 1	田	雑種地	56	55.66	55.66	—
	20493番 3	田	雑種地	224	224.89	160.98	1.17

- 4 土地所有者の氏名及び住所
堀之内正俊
鹿児島県鹿児島市武岡一丁目 2 番地 1 市住 5342 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類
高橋眞
大阪府寝屋川市池田旭町 4 番 13 号
差押（令和 7 年 2 月 5 日受付第 1035 号）
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和 7 年 2 月 26 日